くしろせんもん学校学則

第1章　総　則

第1条　本校は、北海道地区社会の向上に寄与するため児童福祉法及び同施行令に基づく保育士、教育職員免許法及び同施行規則に基づく幼稚園教諭、並びに社会福祉士及び介護福祉士法に基づく介護福祉士の養成を目的とする。

2. 本校は文部科学大臣による職業実践専門課程の認定を受けており、様々な教育活動の中施設等との連携を深めながら、最新の実務の知識・技能を身につけられる実践的な教育に取り組む。

第2条　本校の名称は、くしろせんもん学校と称し、北海道釧路市昭和中央2丁目7番3号に置く。

第3条　本校は、第1条の目的を達成するために、下記の学科を置き、学生定員を定める。

分野	課程	学科	入学定員	総定員
教育・社会福祉	専門	こども環境科	50名	100名
		介護環境科	40名	80名
		介護専攻科	30名	30名

第4条　本校の修業年限は、こども環境科2年、介護環境科2年、介護専攻科1年とする。ただし、在学期間は、こども環境科と介護環境科は4年、介護専攻科は２年を超えることができない。

第2章　学年、学期及び休業日

第5条　学年は４月１日より始まり、翌年３月３１日に終わる。
学年を分けて前期、後期の2学期とし、前期は4月1日から9月30日まで後期は10月1日から翌年3月31日までとする。ただし、後期の授業の開始については各実習との調整により、9月から開始することもできる。

第6条　本校の休業日は、次のとおりとする。
日曜日
国民の祝日に関する法律に規定する日
創立記念日　4月11日
春季休業
夏季休業
冬季休業
ただし、学校長は教員会議の議を経て休業日を変更し、または臨時休業日を定めることができる。

第3章　教育課程及び授業時間

第7条　教育課程は、別紙のとおりとする。

第8条　各教科の単位数は次の基準によって計算する。
1. 講義及び演習については15時間をもって1単位とする。ただし演習については30時間をもって1単位とすることがある。
2. 実験・実習・実技については30時間で1単位とする。ただし45時間をもって1単位とすることがある。

第4章　履修方法、学習の評価及び卒業認定

第9条　当該学年の時間割に記載されている科目を履修する。

2. 学習の評価は、所定の科目を受講した者に対する試験等によって行う。なお、各科目の出席時間数が規定の時間数の 3 分の 2 を満たしている者について評価する。

3. 追試験及び再試験について、次のように定める。
（1）疾病その他やむを得ない理由により同条第 1 項に定める試験を受けることができなかった者は、担当教員がその理由を適当であると認め、許可した場合に限り追試験を受けることができる。
（2）同条第 1 項に定める試験又は追試験が不可となった者は、担当教員の判断により行われる再試験を受けることができる。
（3）追試験及び再試験受験の際には、別に定める受験料を納入しなければならない。

第 10 条　成績の評価は、秀、優、良、可、及び不可の 5 種類とする。秀、優、良、可の成績を得たものには、それぞれの科目について定められた単位を認定する。
評定は次のとおりとする。

秀	90 点以上
優	80 点以上 90 点未満
良	70 点以上 80 点未満
可	60 点以上 70 点未満
不可	60 点未満

第 11 条　こども環境科を卒業するには、専門課程に 2 年以上在学し、別表に定める所定の科目を履修し、最低 79 単位以上を取得し、かつ次の（1）または、（2）の規定する所定の科目を履修した者には専門士の称号を授与し、卒業証書を授与する。
（1）幼稚園教諭 2 種免許状を受けようとする場合には、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)及び同法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）に定める別表の科目の必要単位数を取得しなければならない。
（2）保育士となる資格を取得するためには、平成 30 年 4 月 27 日厚生労働省告示第 216 号に定める別表の科目の必要単位数を取得しなければならない。

なお、介護福祉士養成施設の卒業者【社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 40 条第 2 項第 1 号から第 3 号まで若しくは第 5 号に規定された学校若しくは第 4 号の規定に指定された高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者】に対して、科目の履修を免除する場合がある。
また、教育上有益と認めた場合、大学、短期大学、専門学校で単位を取得した者に対して、科目の履修を免除する場合がある。

2. 介護環境科
（1）介護環境科を卒業するには、専門課程に 2 年以上在学し、別表に定める所定の科目の中から、1,700 時間（62 単位）以上、履修しなければならない。また、修得した者には専門士の称号を授与し、卒業証書を授与する。
（2）介護福祉士国家試験受験資格を取得するためには、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第 4 第 1 号養成施設に定める次の科目 1,850 時間以上を修得しなければならない。

(ア) 人間と社会	240 時間以上
(イ) 介護	1,260 時間
(ウ) こころとからだのしくみ	300 時間
(エ) 医療的ケア	50 時間

3. 介護専攻科を修了するには、1 年以上在学し、別表に定める所定の科目を 1,530 時間以上修得し、かつ次に規定する所定の科目、単位を履修した者には、修了証書を授与する。
（1）介護福祉士となる資格を取得するためには、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第 4 第 3 号養成施設に定める次の科目及び必修科目を含む 1,530 時間以上

(ア) 教養科目	120 時間以上
(イ) 人間と社会	30 時間以上
(ウ) 介護	1020 時間以上
(エ) こころとからだのしくみ	180 時間以上
(オ) 医療的ケア	180 時間以上

第 5 章　　入学、退学、転入学および科目等履修生

第 12 条　入学は毎年 4 月とする。

第 13 条　本校に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

1. 高等学校または中等教育学校を卒業した者または本校の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達した者
2. 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む)
3. 外国における学校教育による 12 年の課程を修了した者
4. 文部科学大臣の指定した者
5. 文部科学大臣が行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
6. 介護専攻科は、児童福祉法施行令第 13 条第 1 項第 1 号の指定をうけた学校を卒業して、保育士資格を有する者

第 14 条　本校に入学を志願する者は、次の書類と別に定める検定料を添えて所定の期日までに提出しなければならない。

1. 入学願書
2. 調査書または成績証明書（最終学歴校が発行することができない場合は提出を免除）
3. 高等学校卒業証明書または高等学校卒業見込証明書、高等学校卒業程度認定試験合格証明書
4. 介護専攻科は上記 1・２の他に指定保育士養成施設卒業（見込）証明書又は保育士養成課程修了（見込）証明書又は平成 15 年 11 月 28 日以前は保育士保母養成所長の発行する保育士（保母）資格証明書

第 15 条　入学の検定は、人物、学力及び身体について選考の上、学校長がこれを許可する。

第 16 条　本校に入学を許可された者は、指定の期日までに所定の学費を納入し本人に関する一切の責任を負う保証人連署の誓約書を提出しなければならない。

第 17 条　疾病その他やむを得ない事由により 2 か月以上就学できない者は、学校長の許可を得て、当該期間休学することができる。ただし、病気による場合は、診断書を添えるものとする。休学の期間は通算 2 か年をこえてはならない。
介護専攻科は 1 年をこえてはならない。

第 18 条　本校を退学しようとする者は、その理由を記入し保証人連署をもって、学校長に届けなければならない。

第 19 条　本校を退学した者で、再入学を願いでた時は、これを許可することがある。

第 20 条　本校において、学則第 5 章第 13 条に定める者の他に、次に該当する者を欠員がある場合、選考の上転入学を許可する。

1. 文部科学大臣の指定した幼稚園教員養成課程または、幼稚園教員養成機関から転入学を志願したもの、または指定保育士養成施設指定基準第二の５の⑧の範囲にある者
2. 介護環境科、介護専攻科における転入学は介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針(6)-5-6 の範囲内で認める。
3. 前項に該当する志願者は、細則に定める必要書類を添えて願い出なければならない。細則は別に定める。

第 21 条　本校において学則第 5 章第 13 条に定める者又は、同等以上の者について、授業科目又は教科目を選んで履修を希望する者は、本校の授業にさしつかえない限り、科目等履修生として許可する。ただし介護環境科、介護専攻科は、許可しない。

1. 科目等履修生を許可された者は、あらかじめ履修希望科目を届け出て学校長の承認を受けなければならない。

2. 科目等履修生を許可された者は、履修科目数に応じた所定の履修料を納入しなければならない。
3. 履修した科目について試験に合格した者に対して学校長は、履修証明書単位修得証明書を交付することができる。
ただし、科目等履修生は、取得した教科の単位をもって本校においては、幼稚園教諭免許状及び指定保育士養成課程修了証明書は取得できない。

第 6 章　検定料、入学金、授業料、科目等履修生料及びその他の学費

第 22 条　本校の検定料、入学金、授業料及びその他の学費は次のとおりである。
ただし、本校こども環境科より介護専攻科に進学する場合は入学金を免除する。

学科	こども環境科・介護環境科		介護専攻科
学年	1 年	2 年	
入学金	200,000		200,000
施設運営費	160,000	160,000	160,000
授業料	600,000	600,000	600,000
合計	960,000	760,000	960,000
入学検定料　20,000 円			

第 23 条　入学金は、期間内に納めなければならない。

第 24 条　授業料その他の学費は、期日までに納入しなければならない。ただし特別の事情のある者は分納を認めることがある。
正当な理由によらないで、授業料その他の学費を滞納し、かつ催促を受けてもなお納入しない者は、除籍することがある。

第 25 条　科目等履修生の登録手数料は 1 期 13,000 円とし、1 単位 5,000 円とする。

第 26 条　休学、退学、復学、再入学及び除籍の場合は、その期に属する所定の授業料を納入しなければならない。

第 7 章　教職員組織及び教員会議

第 27 条　本校の教職員組織は、次のとおりとする。
学校長、専任講師、事務員及びその他の職員

第 28 条　教員会議は、専任の講師をもって組織する。教員会議の議長は学校長とする。

第 29 条　教員会議は、次の事項について協議する。
1. 学生の教育に関する事項
2. 学術の研究並びに向上に関する事項
3. 学生の入学、休学、退学、再入学、復学、転入学、科目等履修生に関する事項
4. 学生の厚生補導及び賞罰に関する事項
5. 分掌された校務の運営に関する事項
6. その他協議が必要と思われる事項

第 8 章　賞　罰

第 30 条　学生が学業その他の活動において、優れた成績をあげた時は、教員会議の議を経て、学校長がこれを表彰することがある。

第 31 条　学校長は教育上必要と認めた時は、教員会議の議を経て、学生に懲戒を加えることができる。
1. 懲戒は、戒告、停学及び退学とする。
2. 前項の退学は、次の各号の 1 に該当する学生に対してのみ、これを行うことができる。
(1)　学力劣等で成業の見込みがないと認められるもの

(2)　正当な理由がなく出席が常でないもの
(3)　学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反したもの
(4)　性行不良で改善の見込みがないと認められるもの

第 9 章　　その他

第 32 条　この学則の施行に関して必要な細則は別に定める。

第 10 章

第 33 条　本校は専修学校教育の他、附帯事業として次の教育を行う。

目的	態様	修業期間	収容定員
少子高齢化社会の中で多様化するニーズに対応したサービスを提供できる人材を養成する。	・介護職員初任者研修養成課程 ・全身性障害者移動介護従業者養成課程 ・同行援護従業者養成研修課程（一般課程） ・介護技術講習会 ・保育士資格特例講座 ・介護実務者養成研修	・8 ヶ月 ・3 ヶ月 ・3 ヶ月 ・1 ヶ月 ・12 ヶ月 ・6 ヶ月	・40 名 ・40 名 ・40 名 ・40 名 ・20 名 ・40 名
人とのコミュニケーションが減少する現代においてより良い社会を形成する為の人材を養成する。	・コミュニケーション能力向上セミナー	・6 か月	・40 名

附　則

1. 昭和 46 年 4 月 1 日より適用する。
2. 昭和 51 年 4 月 1 日より適用する。
3. 昭和 56 年 4 月 1 日より適用する。
4. 昭和 58 年 4 月 1 日より適用する。
5. 昭和 59 月 4 月 1 日より適用する。
6. 昭和 61 年 4 月 1 日より適用する。
7. 昭和 63 年 4 月 1 日より適用する。
8. 平成 2 年 4 月 1 日より適用する。
9. 平成 3 年 4 月 1 日より適用する。
10. 平成 4 年 4 月 1 日より適用する。
11. 平成 5 年 4 月 1 日より適用する。
12. 平成 10 年 4 月 1 日より適用する。
13. 平成 11 年 4 月 1 日より適用する。
14. 平成 12 年 4 月 1 日より適用する。
15. 平成 13 年 4 月 1 日より適用する。
16. 平成 14 年 4 月 1 日より適用する。
17. 平成 15 年 4 月 1 日より適用する。
18. 平成 16 年 4 月 1 日より適用する。
19. 平成 17 年 4 月 1 日より適用する。
20. 平成 19 年 2 月 1 日より適用する。
21. 平成 19 年 4 月 1 日より適用する。
22. 平成 20 年 4 月 1 日より適用する。
23. 平成 21 年 4 月 1 日より適用する。
24. 平成 21 年 10 月 1 日より適用する。
25. 平成 22 年 4 月 1 日より適用する。
26. 平成 23 年 4 月 1 日より適用する。
27. 平成 25 年 4 月 1 日より適用する。
28. 平成 26 年 4 月 1 日より適用する。
29. 平成 27 年 4 月 1 日より適用する。

30. 平成 28 年 4 月 1 日より適用する。
31. 平成 29 年 4 月 1 日より適用する。
32. 平成 31 年 4 月 1 日より適用する。
33. 令和 3 年 4 月 1 日より適用する。

	科　目	授業形態	単位数	時間数	読み替え
基礎科目	ホームルーム活動	演習	2	60	
	自然体験活動	演習	2	30	
	自然と環境	講義	2	30	
	社会学	講義	2	30	
領域及び保育内容の指導法に関する科目	国語	講義	2	30	
	音楽	演習	2	60	
	図画工作	演習	2	60	
	体育	演習	2	60	
	生活	講義	2	30	
	保育内容の指導法（健康）	演習	2	30	
	保育内容の指導法（人間関係）	演習	2	30	
	保育内容の指導法（環境）	演習	2	30	
	保育内容の指導法（言葉）	演習	2	30	
	保育内容の指導法（表現）	演習	2	30	
	保育内容総論	演習	2	30	
教育の基礎的理解に関する科目	教育原理	講義	2	30	
	教職概論	講義	2	30	保育者論
	教育社会学	講義	2	30	
	発達心理学	講義	2	30	保育の心理学
	教育心理学	講義	2	30	
	特別の支援を必要とする幼児に対する理解	演習	2	30	障害児保育
	多文化保育・教育論	講義	2	30	
	幼児教育課程総論	講義	2	30	保育の計画と評価
保育の本質・目的に関する科目	保育原理	講義	2	30	
	子ども家庭福祉	講義	2	30	
	社会福祉概論	講義	2	30	
	地域福祉論	講義	2	30	
	社会的養護Ⅰ	講義	2	30	
	子ども家庭支援論	講義	2	30	
保育の対象の理解に関する科目	子ども家庭支援の心理学	講義	2	30	
	子どもの保健	講義	2	30	
	子どもの食と栄養	演習	2	60	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育方法学	演習	2	30	
	こども理解	演習	2	30	子どもの理解と援助
	教育相談・育児相談	演習	2	30	
保育の内容・方法に関する科目	保育基礎演習	演習	2	60	
	子どもの健康と安全	演習	1	30	
	乳児保育Ⅰ	講義	2	30	
	乳児保育Ⅱ	演習	1	30	
	子育て支援	演習	2	30	
	社会的養護Ⅱ	演習	1	30	
	保育内容の理解と方法Ⅰ	演習	2	30	
	保育内容の理解と方法Ⅱ	演習	2	30	
	器楽演奏法Ⅰ	演習	2	60	
	器楽演奏法Ⅱ	演習	2	60	
	ムーブメント教育・療法	講義	2	40	
	児童文化論	講義	2	30	
	こどもの遊びと文化Ⅰ	演習	2	30	
	こどもの遊びと文化Ⅱ	演習	2	30	
教育実践に関する科目	幼稚園教育実習	実習	5	225	
	教職実践演習(幼稚園)	演習	2	60	
保育実践に関する科目	保育実習ⅠA	実習	2	90	
	保育実習ⅠB	実習	2	90	
	保育実習指導ⅠA	演習	1	30	
	保育実習指導ⅠB	演習	1	30	
	保育実習Ⅱ又はⅢ	実習	2	90	
	保育実習指導Ⅱ又はⅢ	演習	1	30	
	保育実践演習	演習	2	60	
施行規則第66条の6	英語コミュニケーション	演習	2	30	
	情報技術	演習	2	30	
	体育講義	講義	1	15	
	体育実技	実技	1	45	
	日本国憲法	講義	2	30	
計			121	2575	

			授業科目名称	時間数	単位数	授業形態	備考
教養科目	選択		ホームルーム活動Ⅰ	60	2	演習	
			ホームルーム活動Ⅱ	60	2	演習	
			情報技術	30	1	演習	
			自然と環境	30	1	演習	
			障害者とスポーツⅠ	30	1	演習	
			障害者とスポーツⅡ	30	1	演習	
			国家試験対策Ⅰ	30	2	講義	
			国家試験対策Ⅱ	30	2	講義	
			国家試験対策Ⅲ	30	2	講義	
			文章表現	30	1	演習	
			アクティビティ・ケアⅠ	30	1	演習	
			アクティビティ・ケアⅡ	30	1	演習	
	小計			420	17		
人間と社会	人間の尊厳と自立	30時間	人間の尊厳と自立	30	2	講義	
	人間関係とコミュニケーション	60時間	人間関係とコミュニケーションⅠ	30	2	講義・演習	
			人間関係とコミュニケーションⅡ	30	2	講義・演習	
	社会の理解	60時間	社会の理解Ⅰ	30	2	講義	
			社会の理解Ⅱ	30	2	講義	
	選択	90時間以上	生活と音楽	30	2	講義	
			児童福祉論	30	2	講義	
			地域福祉論	30	2	講義	
			視覚障害者・聴覚障害者の支援	30	1	演習	
	小計			270	17		
介護	介護の基本	180時間	介護福祉論Ⅰ	60	4	講義	
			介護福祉論Ⅱ	30	2	演習	
			介護福祉専門職論	60	4	講義	
			リスクマネジメント論	30	2	講義	
	コミュニケーション技術	60時間	コミュニケーション技術Ⅰ	30	1	演習	
			コミュニケーション技術Ⅱ	30	1	演習	
	生活支援技術	300時間	生活支援技術Ⅰ-①	30	1	演習	
			生活支援技術Ⅰ-②	30	1	演習	
			生活支援技術Ⅰ-③	30	1	演習	
			生活支援技術Ⅱ-①	90	3	演習	
			生活支援技術Ⅱ-②	60	2	演習	
			生活支援技術Ⅲ	30	1	演習	
			認知症の人の支援	30	1	演習	
	介護過程	150時間	介護過程Ⅰ	90	3	演習	
			介護過程Ⅱ	30	1	演習	
			介護過程Ⅲ	30	1	演習	
	介護総合演習	120時間	介護実習指導Ⅰ	90	3	演習	
			介護実習指導Ⅱ	30	1	演習	
	介護実習	450時間	介護実習Ⅰ	250	6	実習	
			介護実習Ⅱ	200	5	実習	
	小計			1260	44		
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解	60時間	発達と老化の理解Ⅰ	30	2	講義	
			発達と老化の理解Ⅱ	30	2	講義	
	認知症の理解	60時間	認知症の理解Ⅰ	30	2	講義	
			認知症の理解Ⅱ	30	2	講義	
	障害の理解	60時間	障害の理解Ⅰ	30	2	講義・演習	
			障害の理解Ⅱ	30	2	講義・演習	
	こころとからだのしくみ	120時間	こころとからだのしくみⅠ	60	4	講義・演習	
			こころとからだのしくみⅡ-①	30	2	講義・演習	
			こころとからだのしくみⅡ-②	30	2	講義・演習	
	小計			300	20		
医療的ケア	基本研修	50時間	医療的ケア	50	4	講義	実時間として50時間実施すること。
	演習	ー	医療的ケア演習	－		演習	喀痰吸引　口腔(5回以上)、鼻腔(5回以上)、気管カニューレ内部(5回以上) 経管栄養　胃ろう又は腸ろう(5回以上)、経鼻経管栄養(5回以上)
	小計			50	4		
合計				2300	102		

※医療的ケア演習は、基本研修を修了したものに限る。

※医療的ケア実施研修は、基本研修及び医療的ケア演習を修了したものに限る。